

県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託仕様書

1 委託業務名

県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務

2 趣旨・目的

特色があるが生産量が少ない県産農畜水産物等は、小ロットでの取扱いになるため市場出荷に適さず、流通コストが高くなることから、取引が限定的になっている。このため、生産者は安定的な販路を確保できず、生産量の拡大が困難な状況にある。

一方、県内の宿泊施設等においては、こうした農畜水産物等への関心は高まりつつあるものの流通コストが課題となり、利用は限定的にとどまっている。

本業務は、特色はあるが生産量が少ない県産農畜水産物等の生産や流通及び活用の実態を調査するとともに、流通モデルの作成及び実証実験を行い、小ロットの県産農畜水産物等を効率的に県内の宿泊施設等へ供給する流通体制の構築を目指すことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

4 業務内容

次のとおり、小ロットの県産農畜水産物等の県内流通体制確立に向けた調査・研究を行う。

なお、①～③のヒアリングにおける対象者数、対象者の選定及び調査項目の内容、並びに、④及び⑤の詳細な進め方については、本仕様書に示す内容を基本としつつ、企画提案者からの提案を踏まえ、県と協議の上、最終的に決定するものとする。

① 生産者ヒアリング

- ・対象者 : 6品目×各3名程度、計18名以上
- ・調査項目: 生産量、出荷時期、希望単価、出荷可能時間・場所、荷姿、現行の流通手段及び課題 等
- ・対象品目: 有機野菜、チーズ、山菜、キノコ、長禅寺菜、茂倉ウリ

② 実需者ヒアリング

- ・対象者: 各温泉エリア×各2～3事業者（宿泊・飲食店） 計12事業者以上
- ・調査項目: 取扱量、配送条件（時間・場所等）、コスト構造、納品業者の条件、県産農畜水産物等の活用に対する意向及び課題 等
- ・対象エリア: 湯村温泉、石和温泉、河口湖温泉、下部温泉 等

③ 流通事業者ヒアリング

- ・対象者 : 5事業者以上（市場卸、市場仲卸等）
- ・調査項目：配送エリア、配送条件（場所、時間、量、価格等）、既存の流通システムの活用可能性（例：小ロット農畜水産物等の混載）、課題の把握 等

④ 流通モデルの作成

①～③の調査結果を踏まえ、生産者ヒアリングを行った品目ごとに流通モデル（計6モデル以上）を作成する。その際、次の項目について検討し、生産者・実需者・流通事業者それぞれの負担や役割分担を整理したモデルとする。

- ・集出荷拠点の検索及び配送ルートの整理・検討
- ・デジタルツールを活用した受発注、在庫・配送管理の仕組みづくり
- ・想定コスト及び収支構造の整理

⑤ 流通モデルの実証実験

④で作成した流通モデルのうち、2品目に関する実証実験（常温・冷蔵各1品目）を行う。実証期間中の受発注、集荷、配送、納品の一連の流れを検証し、令和8年11月30日（月）までに、実証実験結果の取りまとめ及び分析を行う。その際、次の項目について評価及び整理を行う。

- ・生産者・実需者・流通事業者からの意見聴取による評価や課題の整理
- ・従来の流通手段とのコスト比較
- ・今後の展開に向けた流通体制構築の方向性や課題等の整理 等

5 山梨県への報告等

受託事業者は、本業務の実施にあたり、次のとおり山梨県への報告及び成果物の提出を行うものとする。

(1) 業務実施状況の報告

- ・業務の進捗状況を共有し、今後の実施方針を確認するため、月1回程度、山梨県に対し報告することとし、必要に応じて山梨県の担当者との打ち合わせを実施すること。
- ・前項に定めるもののほか、山梨県から求めがあった場合には、その時点における業務の実施状況について速やかに報告すること。

(2) 中間報告書

- ・8月末時点での実施状況について、令和8年9月15日（火）までに中間報告書（任意様式）を作成し、山梨県に提出すること。
- ・中間報告書には、主として次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア ①～③のヒアリング結果の概要
 - イ ④の流通モデル作成に係る検討状況
 - ウ 現時点で把握された課題及び今後の対応方針 等

(3) 業務完了報告

- ・ 業務完了後、速やかに業務成果をとりまとめ、委託契約書に定める業務完了報告書及び参考資料を、令和8年12月28日（月）までに山梨県に提出すること。
- ・ あわせて、報告書の内容を簡潔にまとめた概要版（A4、3枚以内）を提出すること。
- ・ 提出にあたっては、印刷物及び電子データにより提出すること。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (3) 受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。
- (6) 業務で知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、業務により知り得た個人情報について、業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 業務の実施にあたって山梨県が提供するデータは、業務完了後に受託事業者において確実な方法により廃棄処理すること。
- (8) 業務の実施で得られた成果や情報等については、山梨県に帰属する。業務により受託事業者が作成した成果物について、原則として、著作権等の全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- (9) 業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (10) 業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。